（その1）

平成26年分
開催分）

（ふりがな）　じゆうみんしゅとうさがけんだいにせんきょくしぶ

1 政治団体の名称　自由民主党佐賀県第二選挙区支部

2 主たる事務所の所在地（アパート・マンション名）　佐賀県唐津市呉服町1790

3 代表者の氏名　（姓）古川　（名）康

4 会計責任者の氏名　（姓）鶴丸　（名）岩男

事務所担当者の氏名
（姓）木庭　（名）千夏
（電話）0952-29-7635

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項規定による政治団体
☑ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☐ 有
☑ 無
公職の種類（現職・候補者の別）
資金管理団体の届出をした者の氏名（姓）（名）

国会議員関係政治団体の区分
☑ 政治資金規正法台19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職候補者の氏名（姓）古川（名）康
公職の種類（現職・候補者の別）衆議院議員 現職

資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成 26年 11月 28日から
平成 26年 12月 31日まで

(その2)

収　支　の　状　況

1　収支の総括表

	十億	百万	円
収入総額	22,930,000	1,093,000	0
(前年からの繰越額)			0
(本年の収入額)	22,930,000	1,093,000	0
支出総額	19,618,000	2,000,000	0
翌年への繰越額	3,312,000	903,000	0

2　収入項目別金額の内訳

	十億	百万	千	円
(1)　個人の負担する党費又は会費				
会費				0
員数				0

(2)　寄附

ア　寄附（イを除く。）の区分	金額 十億	百万	千	円	備考	
(ア) 個人からの寄附		7	0	0	0	
(うち特定寄附)				0		
(イ) 法人その他の団体からの寄附				0		
(ウ) 政治団体からの寄附		3	9	3	0	
小計　(ア)＋(イ)＋(ウ)	1	0	9	3	0	
[寄附のうちあっせんによるもの]				0		
イ 政党匿名寄附				0		
合計　(ア)＋(イ)	1	0	9	3	0	

（その 5）

(5)　本部又は支部から供与された交付金に係る収入

交付金を供与した本部又は支部の名称	金額										年月日	主たる事務所の所在地	備考
自由民主党本部			1	0	0	0	0	0	0	0	H26.12.2	東京都千代田区永田町 1-11-23	
自由民主党本部				2	0	0	0	0	0	0	H26.12.24	東京都千代田区永田町 1-11-23	
この頁の小計			1	2	0	0	0	0	0	0			
合計			1	2	0	0	0	0	0	0			

備考　当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を該当欄に記載すること。

（その７）

(2) 寄附の内訳														寄附者の区分	政治団体からの寄附	
寄附者の氏名 （団体にあっては、その名称）	金額 十億			百万			千					円	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
佐賀県地区税理士政治連盟							3	0	0	0	0	0	26.11.30	佐賀県佐賀市八幡小路5-26	森 茂樹	
佐賀県医師連盟						1	0	0	0	0	0	0	26.12.1	佐賀県佐賀市新中町2番15号	池田 秀夫	
全国たばこ耕作者政治連盟西九州支部							1	0	0	0	0	0	26.12.1	長崎県大村市坂口町1124-5	山中 康義	
唐津東松浦医師連盟						1	0	0	0	0	0	0	26.12.2	佐賀県唐津市千代田町2566-11	森永 幸二	
佐賀県薬剤師連盟							1	0	0	0	0	0	26.12.3	佐賀県佐賀市本庄町本庄1269-1	吉富 直助	
佐賀県歯科医師連盟							5	0	0	0	0	0	26.12.3	佐賀県佐賀市西田代2-5-24	寺尾 隆治	
日本果樹農政協議会							1	0	0	0	0	0	26.12.4	東京都大田区東海3-2-1	岡本 健治	
佐賀県石油政治連盟							1	0	0	0	0	0	26.12.5	佐賀県佐賀市川原町8-27	平岡 務	
全国中小企業政治連盟							1	0	0	0	0	0	26.12.5	東京都中央区新川1-26-19	鶴田 欣也	
佐賀県歯科医師連盟唐津東松浦支部							1	0	0	0	0	0	26.12.5	佐賀県唐津市浜玉町浜崎1885	松尾 憲篤	
新世紀政策研究会							1	0	0	0	0	0	26.12.7	東京都千代田区麹町1-3-5-401	衛藤 晟一	
日本精神病院協会佐賀県支部政治連盟							3	0	0	0	0	0	26.12.12	佐賀県佐賀市鍋島3-3-20-3F	松永 啓介	
この頁の小計						3	8	0	0	0	0	0				
その他の寄附							1	3	0	0	0	0				
合　　計						3	9	3	0	0	0	0				

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間５万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社（法第22条の６第１項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。４において同じ。）であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間５万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別葉とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄付については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「㊟ 甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記１により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

（その７）

(2)　寄附の内訳													寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額 十億					百万		千				円	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　考
古川 康						2	0	0	0	0	0	0	26.12.1	佐賀県唐津市旭が丘1-27		
越智 哲生						5	0	0	0	0	0	0	26.12.4	中華人民共和国香港特別行政区金鐘道		
この頁の小計						7	0	0	0	0	0	0				
その他の寄附												0				
合　　計						7	0	0	0	0	0	0				

備考　1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間５万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社（法第22条の５第１項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。４において同じ。）であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間５万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別葉とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄付については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「㊞ 甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記１により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その 13)

3　支出項目別金額の内訳

(1)　支出の総括表

項目	金額												備考
			十億			百万			千			円	
1　経常経費													
(1)　人件費												0	
(2)　光熱水費												0	
(3)　備品・消耗品費						1	3	2	5	1	0	50	
(4)　事務所費							3	6	7	6	7	27	
小計						1	6	9	2	7	7	77	
2　政治活動費													
(1)　組織活動費							3	4	7	0	6	0	
(2)　選挙関係費						8	0	0	0	0	0	0	
(3)　機関紙誌の発行その他の事業費													
ア　機関紙誌の発行事業費												0	
イ　宣伝事業費						1	5	7	8	1	4	30	
ウ　政治資金パーティ開催事業費												0	
エ　その他の事業費												0	
(4)　調査研究費												0	
(5)　寄附・交付金						2	0	0	0	0	0	0	
(6)　その他の経費												0	
小計			11	925,223		~~2~~	~~0~~	~~0~~	~~0~~	~~0~~	~~0~~	~~0~~	
合計			13	618,040		~~2~~	~~0~~	~~0~~	~~0~~	~~0~~	~~0~~	~~0~~	

備考　当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、支出の項目ごとにその額を「備考」欄に記載すること。

（その 14）

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳													項目区分別　備品・消耗品費（備品費）			
支出の目的	金額												年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
タブレットPC代								9	9	1	4	4	26.12.23	㈱ヤマダ電機	群馬県高崎市栄町 1-1	
パソコン・テレビ代							7	6	5	0	0	0	H26.12.30	㈱エディオン	大阪府大阪市北区堂島 1-5-17	
テーブル・椅子代							1	5	1	2	0	0	26.12.30	宮島商事㈱	佐賀県唐津市舘宮町 2302-26	
シュレッダー代								1	0	3	6	6	26.12.30	桑野電気商会	佐賀県唐津市中町 1865-1	
工具代								1	9	0	5	5	26.12.30	㈱ナフコ	福岡県北九州市小倉北区魚町 2-6-10	
ビデオ代							1	3	5	6	4	2	26.12.31	㈱エディオン	大阪府大阪市北区堂島 1-5-17	
工具代								2	1	3	5	2	26.12.31	㈱ナフコ	福岡県北九州市小倉北区魚町 2-6-10	
カーナビ代								3	8	4	2	5	26.12.31	オートバックス唐津店	佐賀県唐津市和多田西山 8-2	
この頁の小計						1	2	4	0	1	8	4				
その他の支出								3	3	0	7	2				
合　　計						1	2	7	3	2	5	6				

備考　1. 資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。以下同じ。）に行った支出又は各界議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、資金管理団体として指定された期間に行った支出にあたっては5万円以上の支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について記載すること。したがって、資金管理団体として指定されていなかった期間又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出については記載を要しないこと。

2. 「項目別区分」欄には、「高熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように、項目別の区分を記載し、それぞれ別様とすること。

3. 「支出の目的」欄には、例えば「電気の使用料」、「机の購入費」、「事務用用紙の購入費」、「事務所の借料損料」、「電話使用料」というように、当該支出の目的を具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額は、資金管理団体として指定されていた期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

（その 14）

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳													項目区分別　備品消耗品費（消耗品費）			
支出の目的	金額												年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
飲料水								1	7	2	8	0	26.12.25	㈱トータルケアサロンあおき	佐賀県鹿島市納富分 3100-7	
この頁の小計								1	7	2	8	0				
その他の支出								3	4	5	6	9				
合　　計								5	1	8	4	9				

備考　1. 資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。以下同じ。）に行った支出又は各界議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、資金管理団体として指定された期間に行った支出にあたっては5万円以上の支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について記載すること。したがって、資金管理団体として指定されていなかった期間又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出については記載を要しないこと。

2. 「項目別区分」欄には、「高熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように、項目別の区分を記載し、それぞれ別様とすること。

3. 〔支出の目的〕欄には、例えば「電気の使用料」、「机の購入費」、「事務用用紙の購入費」、「事務所の借料損料」、「電話使用料」というように、当該支出の目的を具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額は、資金管理団体として指定されていた期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

（その 14）

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳													項目区分別　事務所費（借料損料）			
支出の目的	金額												年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
レンタカー代							1	5	7	6	8	0	26.12.25	(株)日産カーレンタルソリューション	神奈川県横浜市西区高島 1-1-1	
コピー機リース料							1	3	5	4	5	6	26.12.25	(株)ソクト	佐賀県佐賀市西与賀町厘外 1338-2	
この頁の小計							2	9	3	1	3	6				
その他の支出												0				
合　　計							2	9	3	1	3	6				

備考　1. 資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。以下同じ。）に行った支出又は各界議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、資金管理団体として指定された期間に行った支出にあたっては5万円以上の支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について記載すること。したがって、資金管理団体として指定されていなかった期間又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出については記載を要しないこと。

2. 「項目別区分」欄には、「高熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように、項目別の区分を記載し、それぞれ別様とすること。

3. 「支出の目的」欄には、例えば「電気の使用料」、「机の購入費」、「事務用用紙の購入費」、「事務所の借料損料」、「電話使用料」というように、当該支出の目的を具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額は、資金管理団体として指定されていた期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

（その 14）

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳													項目区分別　事務所費（雑費）			
支出の目的	金額												年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
清掃料								7	0	0	0	0	26.12.25	(有)グッドライフ	佐賀県鹿島市高津原 3246-2	
この頁の小計								7	0	0	0	0				
その他の支出									4	5	3	6				
合　　計								7	4	5	3	6				

備考　1. 資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。以下同じ。）に行った支出又は各界議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、資金管理団体として指定された期間に行った支出にあたっては5万円以上の支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について記載すること。したがって、資金管理団体として指定されていなかった期間又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出については記載を要しないこと。

2. 「項目別区分」欄には、「高熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように、項目別の区分を記載し、それぞれ別様とすること。

3. 「支出の目的」欄には、例えば「電気の使用料」、「机の購入費」、「事務用用紙の購入費」、「事務所の借料損料」、「電話使用料」というように、当該支出の目的を具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額は、資金管理団体として指定されていた期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

（その 15）

(2) 政治活動費の内訳													項目区分別　組織活動費（大会費）			
支出の目的	金額												年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
			十億			百万			千			円				
会場使用料							3	3	4	1	0	0	26.12.16	唐津シーサイドホテル㈱	佐賀県唐津市東唐津 4-182	
警備料								1	2	9	6	0	26.12.16	西九州警備保障㈱	佐賀県唐津市大名小路 71	
この頁の小計							3	4	7	0	6	0				
その他の支出												0				
合　　計							3	4	7	0	6	0				

備考　1.1件当たりの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた機関に行った支出にあたっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあたっては5万円以上の支出について記載すること。

2.「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し(　)内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)

3.「支出の目的」欄には、(　)の中の支出の目的を「会場借上げ費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4.「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあたっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなかった期間に行った支出にあたっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

（その 15）

(2) 政治活動費の内訳													項目区分別　選挙関係費（寄附金）			
支出の目的	金額												年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
			十億			百万			千			円				
寄附金						5	0	0	0	0	0	0	26.12.2	古川 康	佐賀県唐津市旭が丘 1-27	
寄附金						3	0	0	0	0	0	0	26.12.2	古川 康	佐賀県唐津市旭が丘 1-27	
この頁の小計						8	0	0	0	0	0	0				
その他の支出												0				
合　　計						8	0	0	0	0	0	0				

備考　1. 1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた機関に行った支出にあたっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあたっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その 13）(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、（　）の中の支出の目的を「会場借上げ費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあたっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなかった期間に行った支出にあたっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

（その 15）

(2) 政治活動費の内訳													項目区分別 宣伝事業費（宣伝広報費）			
支出の目的	金額												年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
			十億			百万			千			円				
宿泊費								3	6	0	0	0	26.12.4	唐津第一リベール	佐賀県唐津市東町 1-9	
看板代								8	6	4	0	0	26.12.5	㈱サイン・カラツ	佐賀県唐津市朝日町 993-2	
看板代							1	2	7	8	9	3	26.12.10	モリタ工芸	佐賀県唐津市江川町 685-1	
宿泊費								1	0	2	0	0	26.12.11	ホテル宙	佐賀県唐津市新興町 143	
チラシ折込料								8	0	2	7	0	26.12.12	㈱佐賀新聞サービス	佐賀県佐賀市鍋島 2-301	
ポスター代							3	2	4	0	0	0	26.12.15	㈱音成印刷	佐賀県小城市小城町 253-4	
チラシ代							6	0	4	8	0	0	26.12.15	㈱音成印刷	佐賀県小城市小城町 253-4	
名刺代							1	8	3	6	0	0	26.12.15	㈱音成印刷	佐賀県小城市小城町 253-4	
看板代								8	6	4	0	0	26.12.25	アサヒ工芸社	佐賀県佐賀市成章町 1-15	
新聞広告製版料								3	2	4	0	0	26.12.22	㈱電通九州	福岡県福岡市中央区赤坂 1-16-10	
この頁の小計						1	5	7	1	9	6	3				
その他の支出									6	2	0	0				
合計						1	5	7	8	1	6	3				

備考 1. 1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた機関に行った支出にあたっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあたっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その 13）(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（ ）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、（ ）の中の支出の目的を「会場借上げ費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあたっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなかった期間に行った支出にあたっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その 15)

(2) 政治活動費の内訳													項目区分別　寄附・交付金（寄　附）			
支出の目的	金額												年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
			十億			百万			千			円				
寄　附						2	0	0	0	0	0	0	26.12.1	自由民主党佐賀県支部連合会	佐賀県佐賀市水ヶ江一丁目８番17号	
この頁の小計						2	0	0	0	0	0	0				
その他の支出												0				
合　　計						2	0	0	0	0	0	0				

備考　1. 1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあたっては１万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあたっては５万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その 13）(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、（　）の中の支出の目的を「会場借上げ費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあたっては１万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなかった期間に行った支出にあたっては５万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

（その 17）

資 産 等 の 状 況

1　資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備　考
ア　土　　地	□	☑	
イ　建　　物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が 100 万円を超える資産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	□	☑	
カ　金　銭　信　託	□	☑	
キ　有　価　証　券	□	☑	
ク　出　資　に　よ　る　権　利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が 100 万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が 100 万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が 100 万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が 100 万円を超える借入金	□	☑	

(その 20)

宣　　誓　　書

添付書類(別添のとおり)

① 領収書等の写し

2 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)

③ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 27 年 3 月 24 日

政治団体の名称　自由民主党佐賀県第二選挙区支部

会計責任者の氏名　鶴 丸 岩 男　㊞

代表者の氏名　古川 康　㊞

(備考)

1 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

2 解散の場合のみ「代表者の氏名」欄も、記入押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

政治資金監査報告書

平成27年3月24日

自由民主党佐賀県第二選挙区支部
代表　古川　康　殿

登録政治資金監査人　白川秀樹
登録番号　第　4818　号
研修修了年月日　平成27年2月2日

1　監査の概要

(1)　私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、自由民主党佐賀県第二選挙区支部の平成26年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2)　この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。

(3)　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4)　この政治資金監査は、自由民主党佐賀県第二選挙区支部の主たる事務所の作業スペースの不足により政治資金監査の実施が困難であると白川秀樹が判断したため、自由民主党佐賀県第二選挙区支部の従たる事務所(佐賀県佐賀市中の小路4番30号高取ビル201)において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1)　法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2)　法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3)　法第19条の13第2項第3項に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4)　法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

自由民主党佐賀県第二選挙区支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以　上